処 分 基 準

平成19年10月16日作成

法 令 名:遺失物法施行規則

根 拠 条 項:第30条第1項

処 分 の 概 要:特例施設占有者の指定の取消し

原権者(委任先):都道府県公安委員会(方面公安委員会)

法 令 の 定 め:

遺失物法第17条 (特例施設占有者)

遺失物法施行令第5条第5号(特例施設占有者の要件)

遺失物法施行規則第30条第1項(指定の取消し)

処 分 基 準:

遺失物法施行令第5条第5号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同号口(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、帰責事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等をすることができ、現に是正、回復等をしようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。

・ 法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第5条第5号ロ (1)又は(2)に該当することとなった場合で、事実判明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。

問い合わせ先:

備 考: